

1 外国船舶の監督

(1) P S Cの概要及び体制

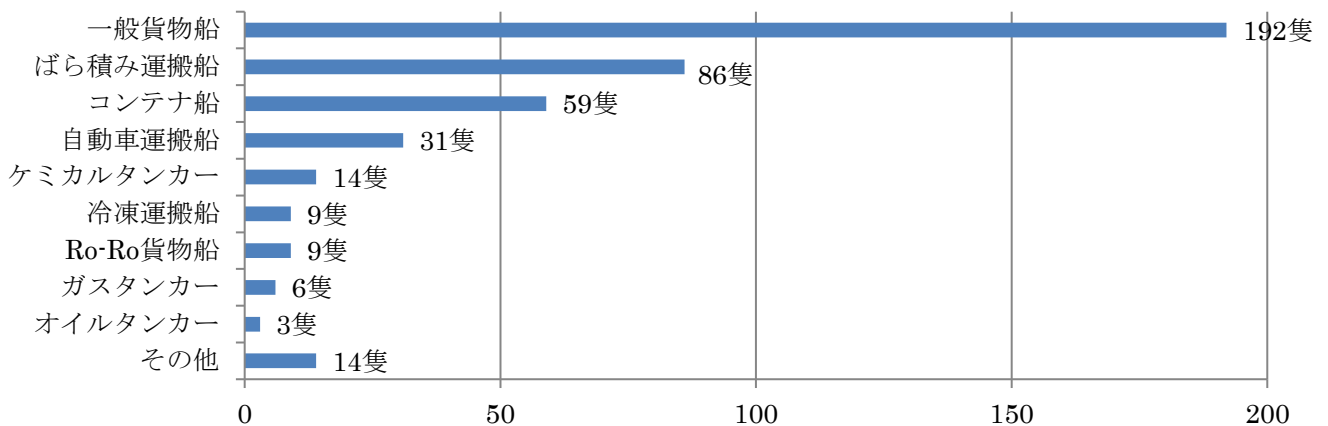
P S C（ポート・ステート・コントロール：寄港国による外国船舶の監督）は、海上における安全確保、海洋環境保全及び船員の労働環境向上のため、条約不適合船舶（サブスタンダード船）の排除を目的として地方運輸局等に配属された外国船舶監督官等により実施されている。平成29年4月1日現在の神戸運輸監理部のP S C体制は、本局に8名、姫路海事事務所に2名の外国船舶監督官を配置し、国際戦略港湾である神戸港、国際拠点港湾である姫路港をはじめ、尼崎西宮芦屋港、東播磨港、相生港、赤穂港等に於いてP S Cを実施している。

(2) 監督実績

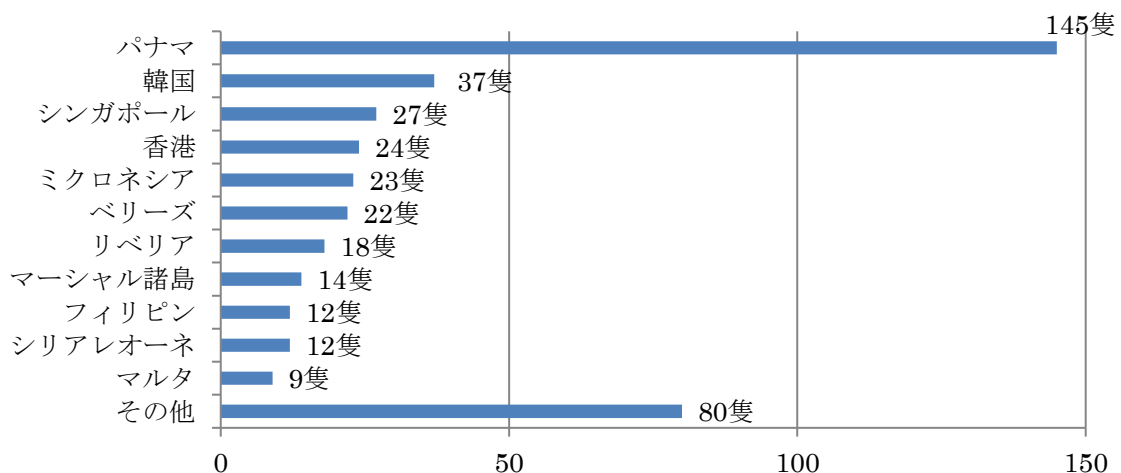
平成28年度における管内の監督実績は、第1図～第5図のとおりである。

監督を実施した船舶は423隻であり、うち283隻に対して計1,341件の欠陥を指摘し、是正を指導した。また、重大な欠陥のあった12隻に対し、技術基準適合命令等を発出した。

第1図 船種別監督実施船舶数 423隻 (平成28年度)

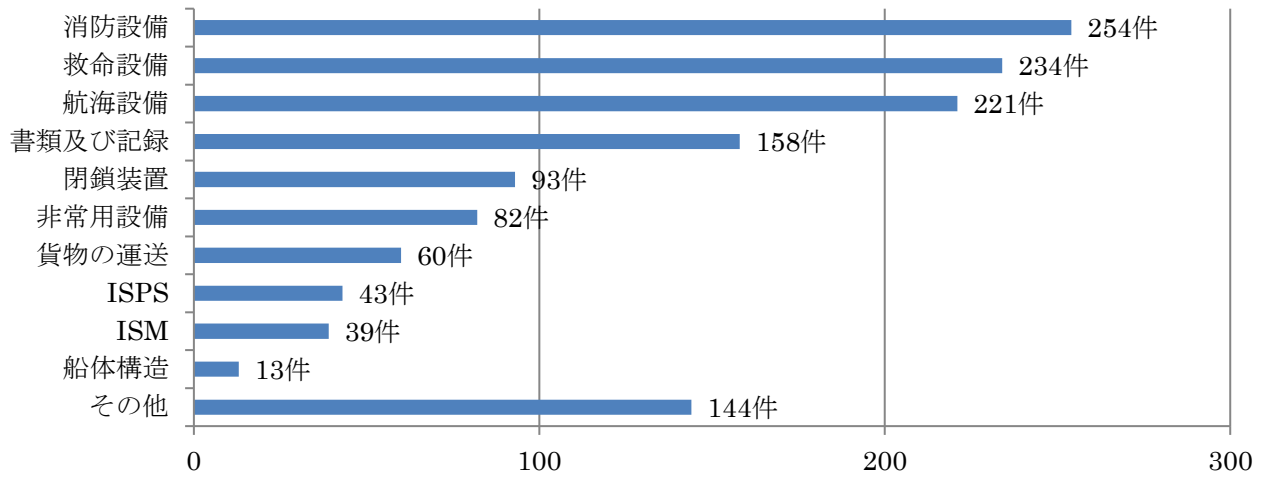


第2図 国籍別監督実施船舶数 423隻 (平成28年度)



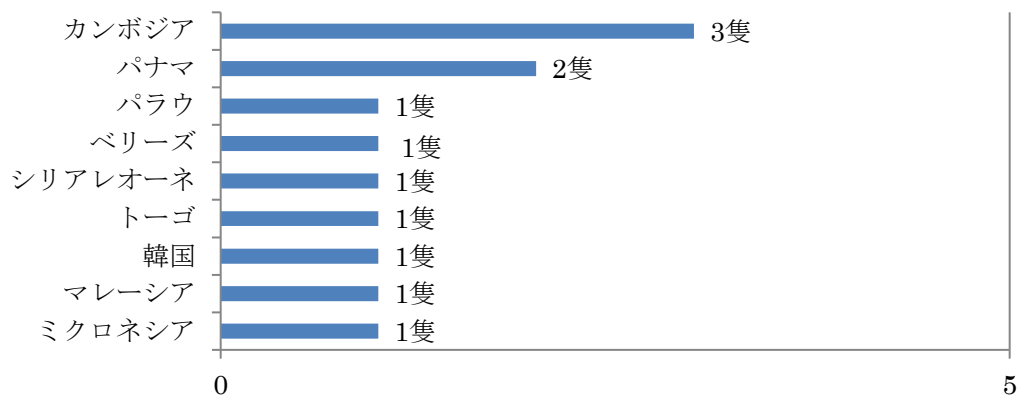
第3図 欠陥報告書による欠陥内容別指摘件数 1,341件

(平成28年度)



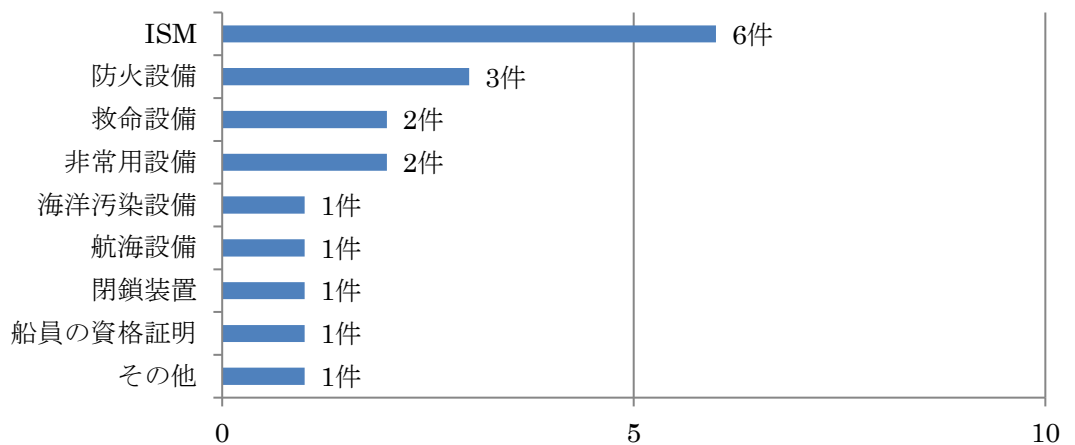
第4図 国籍別技術基準適合命令等発出船舶数 12隻

(平成28年度)



第5図 欠陥内容別技術基準適合命令等発出件数 18件

(平成28年度)



(3) 東京MOU*集中検査キャンペーン

東京MOUでは、毎年、重点項目を定めて各メンバー国が統一した方法で検査を実施するPSCの集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign：C I C）を行っている。

平成28年度は、貨物の固定方法（Cargo Securing Arrangement）に関するC I Cを、平成28年9月1日から11月30日までの3か月間実施し、管内においては115隻の外国船舶に対しC I Cを実施した。

** 東京MOU：アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制を確立するため、平成5年12月に関係18カ国（現在20カ国）の間で、東京において交わされた覚書（「東京MOU」と称する。）。我が国は東京MOUの主導国としてPSC検査官の訓練・研修など、PSC協力体制の強化、発展に貢献している。*

(4) 東京MOU事業の支援（外国人PSC研修生の受入れと技術交流）

（公財）東京エムオウユウ事務局が日本財団の支援を受けて実施しているPSC検査官一般訓練コース（General Training Course：G T C）は、東京MOU域内各国の初級又は中堅のPSC検査官を対象として、座学によるPSCの基礎的な知識及び実地訓練によるPSC実務を習得させるものであり、毎年、域内各国からPSC検査官を我が国に招聘しているほか、近年は中東地域、インド洋地域等、他地域のMOUからも参加を得ている。研修は、前半の横浜における2週間の座学講習のあと、各地方運輸局等に於いて約10日間の船上実習及びレビューを行うもので、神戸運輸監理部においても平成28年8月～9月に座学講習への講師として外国船舶監督官を派遣すると共に、後半の実地訓練では外国人研修生2名（マレーシア、スーダン）を受け入れた。

参加した研修生からは、我が国のPSC検査官である外国船舶監督官との技術交流を通じた実践的な研修として高い評価を受けている。

(5) 係船装置及び係船作業の安全対策の取組み

平成21年3月20日に神戸港コンテナバースで発生した係船ロープ切断による綱取り作業員2名の死亡事故を受け、外国船舶の係船装置及び係船作業の安全に重点を置いたPSCを実施してきたところである。

平成28年度も、この事故の重大さを改めて認識し、再発防止に向けた安全対策の強化を図ることを目的として、平成29年2月27日から3月10日にかけてキャンペーンを実施し、外国船舶15隻に対して係船ロープや係船設備の状態を重点的に検査すると共に、安全な係船作業のためのリーフレットを配布して啓発活動を行い、船長をはじめとする乗組員に対して注意喚起を行った。